

# 新型コロナウイルスワクチン指定医療機関への配送業務委託【単価契約】仕様書

## 1 概要

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）について、保管拠点である伊賀市役所（以下「保管拠点」という。）から伊賀市内の新型コロナウイルスワクチン指定医療機関（以下「医療機関」という。）へのワクチン等配送及び配送用保冷容器の回収を行うもの。

## 2 契約の目的

ワクチンを保管拠点から医療機関へ安全かつ適切に配送することで、ワクチン接種を円滑に進め、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的とする。

## 3 予定期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

ただし、ワクチンの流通状況や接種状況等によって期間を延長又は短縮することがある。

## 4 ワクチンの配送及び保冷容器の回収

委託者からの依頼に基づき、保管拠点から医療機関へワクチン及び接種に必要な物品を毎週指定日に配送すること。また配送の際に前回配送分の配送用保冷容器を回収し保管拠点（ワクチン接種推進課窓口）へ返却する。

- ・指定日：火・金曜日（週2回）

※ただし、配送日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となる場合は、別途協議を行うものとする。

- ・医療機関名及び所在地等は別紙「新型コロナウイルスワクチン配送医療機関一覧」のとおり。

## 5 保管拠点

伊賀市役所健康福祉部ワクチン接種推進課 事務室内

（伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所4階）

## 6 配送に関する注意事項

- （1）受託者は、幌付トラック等ではなくワゴン車等のように、施錠することで外部と遮断が可能で、盗難及び紛失を防止できる車両を配送用に用意すること。また、当該車両の車種は、軽自動車又は小型自動車であること。
- （2）医療機関への配送は、以下の時間帯で行うこと。なお、保管拠点でのワクチン等の引渡しは、ワクチン接種推進課窓口にて、当日の午前9時以降とし、引渡しから3時間以内に配送を終えること。なお、保冷容器の保管拠点への返却時間は含めない。

- ・ 配送時間：ワクチン等の引渡し当日の午前9時から正午
- (3) 引渡しから3時間以内の配送を完了する必要があるため、6ルートに分けて配送を行うことを前提とし、6台以上の配車を必要とする。
- (4) ワクチン等の配送にあたっては、国の示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」に従うこと。
- (5) 保冷容器を用いてワクチンを配送することとし、配送中のワクチンの温度管理については2～8℃の間を保ち続けること。適切な温度管理を図るため、配送中は保冷容器を開封しないこと。
- (6) 配送中のバイアルの扱いには細心の注意を払うこと。また、安定した状態でワクチンを配送する必要があるため、積降時及び配送時の振動が最小限となるよう注意すること。
- (7) ワクチン等の納品場所については、配送先の医療機関から指定された場所に納品することとし、配送の際には、あらかじめ、医療機関に到着予定時刻を連絡することとし、受け渡し時に車両から離れる場合は必ず施錠すること。
- (8) 上記のいずれかを満たさずに配送した場合、速やかに委託者へ連絡するとともに、1時間以内に再配送できるよう体制を整えること。
- (9) 交通事情等により配送予定時刻が著しく異なる場合及び配送時間が3時間を経過する見込みとなった場合は、速やかに委託者に連絡を行い、指示を受けること。併せて、新しい配送予定時刻を配送先の医療機関に連絡すること。
- (10) 受託者は、天災等で委託者の指示により業務を中断する場合を除き、車両の故障及び従事者にかかる事由等により中断に至ったときは、直ちに委託者に連絡するとともに、遅滞なく代替車等により継続して業務を遂行すること。

## 7 ワクチンの破損、紛失等への対応

- (1) 作業全般にわたり、ワクチン等の取り扱いについては、破損、紛失等のないよう十分注意し、特に、盗難については厳重に注意すること。
- (2) 本業務の実施過程において、ワクチン等の破損、紛失等の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告して対応を協議すること。また、その状況や対処方法等を文書で報告すること。善管注意義務を果たしていたもののワクチン等を破損した場合については、受託者は責任を負わないものとする。

## 8 配送に関するスケジュール等

ワクチンの流通状況や接種状況、国からの指示、委託者や医療機関の都合等により、スケジュールや配送ルート、回収物の種類等に変更が生じることがある。この場合、速やかに変更後のスケジュール等を委託者から伝えるものとし、それに柔軟に対応すること。

## 9 受託者の要件

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 条）第 3 条の規定により、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であること。

なお、受託者は、契約締結後、委託者に対し、一般貨物自動車運送事業の許可証の写しを提出すること。また、本市の職員と緊密に連携を行うための責任職員を配置し対象者を報告すること。

## 10 委託料

1 日 1 配送ごと（6 ルート分で保冷容器回収含む。）の**単価契約**とする。

1 配送あたり、出動基本単価（燃料費含む。）に配送単価（1 医療機関ごとに 1 単価とする。）を加えた額を委託料とする。

支払いについては、毎月払いとし、受託者は、実施月の翌月に請求するものとする。委託者は、正当な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に請求金額を支払うものとする。

### 1.1 秘密の保持等

(1) 受託者は、本契約期間中及び本契約期間終了後、本業務委託によって、直接又は間接に知り得た一切の情報（以下「機密情報」という。）の漏えい、滅失、き損、改ざん、盗難等の防止を図ること。

(2) 受託者は、本契約期間中及び本契約期間終了後、機密情報を本契約の履行以外の目的に利用し、また利用させてはならず、また第三者に提供しないこと。

(3) 受託者は、機密情報の適正な維持管理に努め、本契約期間終了後直ちに、委託者から本契約期間中に提供された資料等を委託者に返還し、その複写物又は複製物がある場合は、それを完全に消去すること。

(4) 受託者は、機密情報について、不正な使用や漏えい等が判明したときは、本規定の違反の責任を負うとともに、速やかに口頭で、かつ、遅滞なく文書でそれぞれ報告すること。

### 1.2 その他

(1) 受託者は、配送の際、常に安全運転を心がけ、細心の注意を払うこと。

(2) 受託者は、常に遅延なく業務を遂行できるよう、運送車の法定点検、日常点検等を行い、適切な管理を図ること。

(3) 本契約に係る業務に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。

- (4) 本契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務を円滑に実施するために、委託者と協議し、事前に調査や研修を実施するなど準備態勢を確保し本業務に臨むこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、委託者の定めるところによるものとする。

## ■参考文献

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_notifications.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_iryoukikanheno\\_oshirase.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html)

新型コロナウイルスワクチン配送医療機関一覧

No.	医療機関名	所在地	配送ルート	バイアル数	
				火曜日	金曜日
1	あきやま腎泌尿器科	伊賀市服部町2丁目90-2	B-5	4	6
2	アクアクリニック伊賀	伊賀市上野丸之内10-8	E-1	5	5
3	浅野整形外科内科	伊賀市比土3158-4	D-4	2	4
4	あずまクリニック	伊賀市服部町3-101	B-7	2	3
5	あずま診療所	伊賀市畑村1897-3	C-3	4	6
6	阿波診療所	伊賀市猿野1339-1	C-4	10	8
7	伊藤医院	伊賀市上野魚町2886	A-6	10	10
8	上野総合市民病院	伊賀市四十九町831	D-1	8	4
9	馬岡医院	伊賀市上野丸之内116-3	B-2	8	8
10	おおすみ整形外科	伊賀市柏野1633	F-3	2	2
11	おおのクリニック	伊賀市服部町2-97	B-6	4	2
12	亀田クリニック	伊賀市ゆめが丘3丁目1-2	C-1	8	8
13	河合診療所	伊賀市馬場1121-2	F-6	5	5
14	川原田内科	伊賀市阿保1329-1	D-6	2	4
15	紀平医院	伊賀市柘植町2033-2	F-5	12	12
16	黒田クリニック	伊賀市桐ヶ丘3-325	D-7	20	20
17	坂元皮フ科	伊賀市平野城北町123	B-3	1	2
18	佐々木内科	伊賀市緑ヶ丘本町1629-1	A-3	16	30
19	佐那具医院	伊賀市佐那具町420	F-2	11	10
20	嶋地医院	伊賀市沖50	D-3	12	8
21	しみずハートクリニック	伊賀市上野愛宕町1940-2	A-4	12	12
22	しもむら整形外科	伊賀市小田町212	E-2	4	4
23	城医院	伊賀市別府162	D-5	20	8
24	滝井医院	伊賀市上野玄蕃町197	B-1	6	5
25	竹沢医院	伊賀市島ヶ原5879	E-3	8	8
26	竹沢内科歯科医院	伊賀市小田町749-1	E-5	4	4
27	竹代クリニック	伊賀市平野中川原557-3	E-6	8	8
28	谷本整形	伊賀市上野車坂町620	C-6	10	10
29	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	伊賀市緑ヶ丘本町761	A-2	10	11
30	はくほうクリニック	伊賀市平野西町66	B-4	50	32
31	ひらい小児科クリニック	伊賀市西明寺2785-8	A-1	16	18
32	まちしクリニック	伊賀市下柘植1092	F-4	10	10
33	松本胃腸内科	伊賀市荒木534-2	C-5	6	4
34	宮本医院	伊賀市猪田1605	D-2	5	5
35	森川病院	伊賀市上野忍町2516-7	A-5	6	6
36	森田クリニック	伊賀市上野玄蕃町219-1	A-7	6	6
37	ゆめが丘クリニック	伊賀市ゆめが丘4-2-2	C-2	4	4
38	ゆめこどもクリニック伊賀	伊賀市小田町258-1	E-4	6	8
39	吉村クリニック	伊賀市土橋192-1	F-1	4	6

■配送物について 1セット①②③

①配送用保冷容器 (保冷バック1個:36ℓヤル収納)、または定温輸送容器1個:25ℓヤル収納)

②接種用物品 (接種用注射針、接種用シリンジ、ワクチン接種シール)

③希釈用物品 (生理食塩液、希釈用注射針、希釈用シリンジ)

※1医療機関に1セット、もしくは2セットを週2回配送となります。

□配送物詳細

保冷バック : 株式会社イアックコーポレーション製 ワクチン定温輸送用保冷ケース「i-Medisys」

定温輸送容器 : トーヨー工業株式会社製 EPSサブゼロBOX-V25

接種用注射針(25G) : 1ℓヤル当たり5本

接種用シリンジ : 1ℓヤル当たり5本

ワクチン接種シール : 1ℓヤル当たり5枚

0.9%生理食塩液(20ml) : 1ℓヤル当たり1個

希釈用注射針(21G) : 1ℓヤル当たり1本

希釈用シリンジ : 1ℓヤル当たり1本

ルート別 医療機関一覧【6ルート設定】

ルートA		区間時間
1	ひらい小児科	5
2	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	3
3	佐々木内科	1
4	しみずハートクリニック	5
5	森川病院	2
6	伊藤医院	1
7	森田クリニック	1
運転時間		18
対応時間		105
所要時間		123

ルートC		区間時間
1	亀田クリニック	5
2	ゆめが丘クリニック	2
3	あずま診療所	13
4	阿波診療所	13
5	松本胃腸内科	19
6	谷本整形	3
運転時間		55
対応時間		90
所要時間		145

ルートE		区間時間
1	アクアクリニック	12
2	しもむら整形外科	3
3	竹沢医院	14
4	ゆめこどもクリニック伊賀	14
5	竹沢内科歯科医院	3
6	竹代クリニック	3
運転時間		49
対応時間		90
所要時間		139

ルートB		区間時間
1	滝井医院	9
2	馬岡医院	2
3	坂元皮フ科	3
4	はくほうクリニック	2
5	あきやま腎泌尿器科	3
6	おおのクリニック	1
7	あずまクリニック	1
運転時間		21
対応時間		105
所要時間		126

ルートD		区間時間
1	上野総合市民病院	5
2	宮本医院	6
3	嶋地医院	6
4	浅野整形外科	7
5	城医院	7
6	川原田医院	3
7	黒田クリニック	4
運転時間		38
対応時間		105
所要時間		143

ルートF		区間時間
1	吉村クリニック	12
2	佐那具医院	7
3	おおすみ整形外科	5
4	まちしクリニック	6
5	紀平医院	4
6	河合診療所	12
運転時間		46
対応時間		90
所要時間		136

※対応時間は1カ所

15分で計算

# 委 託 設 計 書

施 行 年 度	令和3年度	契 約 番 号	健康福祉部ワクチン接種推進課	
		2021000222		
業 務 名	新型コロナウイルスワクチン指定医療機関への配送業務委託 【単価契約】		設 計 番 号	
履 行 場 所	伊賀市 全域		設 計 ・ 積 算 年 月 日	
			令和3年4月	
業 務 区 分			積 算 者	検 算 者
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円			
業 務 の 大 要			起 工 理 由	
新型コロナウイルスワクチン指定医療機関への配送業務委託 【単価契約】  別紙の内訳書のとおり			別 紙	

